

横浜市建築基準法施行細則第4条の2の2の規定による届出書に関して必要な事項を定める要綱

制定 平成25年1月15日 建建企第2448号
最近改正 令和7年3月25日 建建企第690号

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市建築基準法施行細則（以下「細則」という。）第4条の2の2第1項に規定する届出書その他施行の細目について必要な事項を定めることを目的とする。

(建築協定の手続)

第2条 細則第4条の2の2第1項の規定による建築協定の手続とは、建築協定区域内で当該建築協定において建築計画の事前届出を定めている場合における事前届出及び事前協議要望地区内における事前協議をいう。

(その他の別に定める手続)

第3条 細則第4条の2の2第1項の規定により別に定める手続は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法第58条の2に基づく地区計画区域内における行為の届出
- (2) 緑の環境をつくり育てる条例第9条に基づく協議
- (3) 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例第12条に基づく近隣説明等報告書の提出
- (4) 横浜市地域まちづくり推進条例第11条第5項に基づく地域まちづくりプランに関する協議
- (5) 横浜市地域まちづくり推進条例第13条に基づく地域まちづくりルールに関する協議及び届出
- (6) 横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例第12条に基づく届出(同条例第8条に係るものに限る)
- (7) 横浜市街づくり協議要綱第5条に基づく協議
- (8) 横浜市工業地域等共同住宅建築指導基準第6条に基づく協議

(併せて届出が必要な手続)

第4条 第2条及び前条に定める手続の他細則第4条の2の2第1項の規定に基づく届出の際に、建築主は次の手続の状況を併せて市長に届け出るものとする。

- (1) 道路法第24条に基づく道路工事等承認申請
- (2) 景観法第16条に基づく景観計画区域内における行為の届出
- (3) 横浜市下水道条例第4条に基づく排水設備計画確認申請
- (4) 横浜市下水道条例第16条に基づく公共下水道施設築造工事等承認申請
- (5) 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第9条に基づく都市景観形成行為に関する協議

(届出書の様式)

第5条 細則第4条の2の2第1項に規定する届出及び前条で規定する届出は第1号様式によるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市建築基準法施行細則第 4 条の 2 の 2 の規定による届出書に関して必要な事項を定める要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。